

利 用 上 の 注 意

1 調査の目的

工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の法的根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

3 調査の期日

平成22年工業統計調査は、平成22年12月31日現在で実施した。

4 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く）を調査の対象としている。

5 調査の方法

工業統計調査は、従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」を用い、報告者（事業所の管理責任者。本社一括調査企業に属する事業所にあつては、本社一括調査企業を代表する者。）の自計により行っている。

6 報告書に用いた用語

（1）事業所数

＝日本標準産業分類「E-製造業」に属する従業者4人以上の事業所の集計

（2）従業者数

＝常用労働者数（正社員、正職員等、パート・アルバイト等、出向・派遣受入者の計）
＋個人事業主及び無給家族従業者数

（3）現金給与総額

＝常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額＋その他の給与額（常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に対する支払額、臨時・日雇者に対する給与、出向させている者に対する負担額等）

（4）原材料使用額等（注1）

＝原材料使用額＋燃料使用額＋電力使用額＋委託生産費＋製造等に関する外注費
＋転売した商品の仕入額

- (5) 製造品出荷額等（注2）
 = 製造品出荷額 + 製造工程から出たくず及び廃物の出荷額 + 加工賃収入額
 + その他の収入額（転売収入、修理料収入）
- (6) 在庫総額（従業者30人以上の事業所）（注3）
 = 事業所が保有する製造品在庫額 + 半製品・仕掛品在庫額 + 原材料及び燃料の在庫額
- (7) 付加価値額（粗付加価値額）
- ① 従業者30人以上
 付加価値額 = 生産額(注4) - (消費税を除く内国消費税額(注5) + 推計消費税額(注6))
 + 原材料使用額等 + 減価償却費)
- ② 従業者29人以下
 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額 + 原材料
 使用額等)
- (8) 有形固定資産投資総額（従業者30人以上の事業所）
 = 土地の取得額 + 有形固定資産（土地を除く）の取得額
 + (建設仮勘定増 - 建設仮勘定減)
- (9) 誘致工場
 地方公共団体等が企業の立地に際し誘致した事業所
- (10) リース契約額・支払額
- ① リース契約額
 新規に契約したリース物件の契約額、消費税額を含む
- ② リース支払額
 リース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額、消費税額を
 含む
- (11) 一人当たりの付加価値額
 = 付加価値額（粗付加価値額） / 従業者数

注1：(4)は消費税額を含む

注2：(5)は消費税額及び内国消費税額を含む

注3：(6)は帳簿価格により記入してもの。

注4：生産額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品・仕掛品年末在庫額 - 半製品・仕掛品年初在庫額)

注5：消費税を除く内国消費税額 = 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付額又は納付すべき税額の合計

注6：推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものの。推計消費税額の算出にあたっては、直接輸出分、原材料及び設備投資（土地を除く有形固定資産取得額）を除いている

7 産業中分類の略称

産業分類は次の略称を用いた。

中分類番号	産業中分類	略称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ
11	繊維工業	繊維
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材
13	家具・装備品製造業	家具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15	印刷・同関連業	印刷
16	化学工業	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業（別載を除く）	プラスチック
19	ゴム製品製造業	ゴム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	鉄鋼業	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄
24	金属製品製造業	金属
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産機械
27	業務用機械器具製造業	業務機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
29	電気機械器具製造業	電気機械
30	情報通信機械器具製造業	情報機械
31	輸送用機械器具製造業	輸送機械
32	その他の製造業	その他

8 産業分類の決定方法

産業分類の決定方法は次のとおりである。

（1）一般的な方法

- ①製造品が単品のみの事業所については、品目6けた番号の上4けたで産業細分類を決定する。
- ②製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2けたの番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2けた番号を決定する。次に、その決定された2けたの番号のうち、前記と同様な方法で3けた番号（小分類）、さらに4けた番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。

(2) 特殊な方法

前項の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。その産業とは、「中分類 2 2 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成形型鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他製鋼を行わない鋼材製造業」の 1 1 産業である。

9 その他

- (1) 事業所の規模は、平成 2 2 年 1 2 月 3 1 日現在の各事業所の従業者数により区分した。
- (2) 統計表中の「－」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「0. 0」は 0. 0 5 未満、「△」はマイナスの数値を表す。
- (3) 事業所数が 1 又は 2 の場合、その事業所の秘密を守るため事業所数以外の秘匿すべき数字を X で示した。なお 3 以上の事業所でも、1 又は 2 の事業所に関する数値が前後の関係から推測できる場合 X で表示した。
なお、従業者数については、平成 1 7 年 8 月以降の公表については秘匿を解除した。
- (4) 構成比については、端数整理の関係から計と内訳が、一致しないものがある。
- (5) この報告書は、経済産業省が公表する数値と相違することがある。
- (6) 平成 1 9 年調査において、製造業の実態を的確にとらえるため、製造以外の活動を把握することとし、事業所全体の活動を対象とした調査に変更したため、製造品出荷額等及び付加価値額などは平成 1 8 年以前の数値とは接続しないものがある。
- (7) 日本標準産業分類の第 1 2 回改訂（平成 2 0 年 4 月 1 日適用）に伴い、平成 2 0 年調査から新産業分類が適用されている。そのため平成 2 0 年の増減率は、1 9 年の数値を新産業の分類で再計算したものである。